

令和 8 年度第 2 回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和 8 年 5 月 1 3 日

場所 東北町北総合運動公園
2 階 会議室

令和8年度第2回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町北総合運動公園 2階 会議室

2. 開会日時 令和8年5月13日(水) 午後1時30分

3. 閉会日時 令和8年5月13日(水) 午後2時20分

4. 出席農業委員(12名)

1番	乙部繁作	2番	竹内勝子
3番	沼尾京子	5番	蛭沢清子
6番	小野寺正八	7番	鶴ヶ崎勝也
8番	中野一男	9番	蛭名修二
10番	蛭名勲	12番	甲地俊隆
14番	藤井久	15番	沼尾幸一

5. 欠席農業委員(3名)

4番	浅井弘志	11番	久保田正一
13番	甲地武彦		

6. 出席農地利用最適化推進委員(2名)

漆玉 岡山伴樹 表町 山田昭二

7. 欠席農地利用最適化推進委員(3名)

小川原	市川裕美	旭町	蛭名香織
土橋	土井文隆		

8. 会議に付した案件

報告第5号	農地の転用事実に関する照会について
報告第6号	農地等の現況に関する照会について
報告第7号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議案第6号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第7号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第8号	農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の作成要請について
議案第9号	農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画に対する意見書作成の要請について

9. 議事録署名委員

5番 蛭 沢 清 子 6番 小野寺 正八

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 甲 地 徳 彦 事務局次長 岡 山 貴 栄
主 査 上 野 智 佳

11. 書 記 事務局次長 岡 山 貴 栄

次 長 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。
ご起立願います。「こんにちは」着席願います。
只今から、5月1日に招集通知しました第2回東北町農業委員会
総会を開催いたします。
本総会の出席委員は、12名で定足数に達しておりますので総会
は成立いたしました。
尚、農地利用最適化推進委員2名の出席がございます。
本日、4番浅井弘志委員、11番久保田正一委員、13番甲地武
彦委員より会議規則第4条の規定に基づく欠席届出がありました
ので、ご報告いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いします。

乙部会長 (会長挨拶省略)

次 長 ありがとうございます。
それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、会長は、
会議の議長となり、議事を整理することになっていきますので、会
長より議事進行をお願いいたします。

議 長 それではしばらくの間、議長を務めさせていただきます。
これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。
総会の提出案件は、報告3件、議案4件であります。
充分なるご審議をお願いします。
それでは、議事に入ります。
日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題と
します。
お諮りします。
議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。
(異議なし)の声あり
異議なしと認めます。
したがって、議長において指名することに決定しました。
議事録署名者には、5番蛭沢清子委員、6番小野寺正八委員を指名
いたします。
なお、書記には、岡山次長を任命いたします。

議 長 日程第2 会期の決定について議題とします。

議長 総会の会期は、本日１日とすることに、ご異議ありませんか。
(異議なし) の声あり
異議なしと認め、総会の会期は、本日１日とすることに決定しました。
日程第３ 報告第５号 農地の転用事実に関する照会について
議題とします。
事務局より朗読及び説明願います。

事務局長 １ページをお開きください。
報告第５号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方法
務局十和田支局から、別紙土地の現況について照会があったの
で、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告
するものです。
尚、現地確認は４月３０日（木）蛭沢清子農業委員と藤井久農業
委員並びに事務局職員２名により遅滞なく現地調査を行い、現況
が農地であるか否かを確認しています。
２ページをお開きください。
(受付番号２番について、朗読説明省略)
以上１件です。

議長 只今、事務局より報告第５号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。
(質疑なし) の声
質疑なしと認め、報告第５号は原案のとおり報告済みといたし
ます。
日程第４ 報告第６号 農地等の現況に関する照会について議
題とします。
事務局より朗読及び説明願います。

事務局長 ３ページをお開きください。
報告第６号 農地等の現況に関する照会について、青森地方裁判
所から、別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等
の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告するものです。
尚、現地確認は４月３０日（木）蛭沢農業委員と藤井農業委員並
びに事務局職員２名により遅滞なく現地調査を行い、現況が農地
であるか否かを確認しています。
４ページをお開きください。
(受付番号２番について、朗読説明省略)

事務局長 以上1件です。

議長 只今、事務局より報告第6号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声

質疑なしと認め、報告第6号は原案のとおり報告済みといたします。

日程第5 報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による
届出書の受理について議題とします。

事務局より朗読及び説明願います。

事務局長 5ページをお開きください。

報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の
受理について、このことについて、別紙のとおり農地法第3条の
3第1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。

6ページをお願いします。

(受付番号3～6番について、朗読説明省略)

7ページをお願いします。

(受付番号7～8番について、朗読説明省略)

8ページをお願いします。

(受付番号9～12番について、朗読説明省略)

以上、相続による所有権移転10件です。

議長 只今、事務局より報告第7号の朗読及び説明がありましたが、
質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり

質疑なしと認め、報告第7号は、原案のとおり報告済みといた
します。

日程第6 議案第6号 農地法第3条第1項の規定に基づく農
業委員会の許可について議題とします。

事務局より議案朗読及び説明願います。

事務局長 9ページをお開きください。

議案第6号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の
許可について、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許
可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

10ページをお開き下さい。

(受付番号5番～7番について、朗読説明省略)

1 1 ページをお開き下さい。

(受付番号 8 番について、朗読説明省略)

1 2 ページをお開き下さい。

(受付番号 1 番～ 2 番について、朗読説明省略)

1 3 ページをお開き下さい。

(受付番号 1 番について、朗読説明省略)

以上、所有権移転 4 件、賃貸借 2 件、使用貸借 1 件です。 ”

議長 只今、事務局より議案第 6 号の朗読及び説明がありました。
ご質疑等ありませんか。

(質疑あり) の声あり

鶴ヶ崎委員 1 0 ページの所有権移転で 6 番の登記簿が宅地で現況が畑になっていますが、地目が宅地で畑があり、宅地が建っている場所の状況ですか。それとも、宅地なのに畑にしている状況ですか。

事務局長 建物を取り壊して現況が畑にしています。

鶴ヶ崎委員 登記簿謄本は、宅地ですよね。私もよく分からないのですが、3 条の所有権移転に謬らないといけないのですか。

事務局長 現況が畑です。

鶴ヶ崎委員 はい、分かりました。

議長 ほかに、ご質疑等ありませんか。
質疑なしと認め議案第 6 号は、原案のとおり許可することに決定しました。
日程第 7 議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明願います。

事務局長 1 4 ページをお開きください。
議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第 1 5 条第 1 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるものです。

1 5 ページをお開きください。

事務局長 (受付番号4番について、朗読説明省略)
以上、使用貸借設定1件です。

議長 只今、事務局より議案第7号の朗読及び説明がありました。
これには、現地調査が行われていますので蛭沢清子委員より
現地調査の報告をお願いします。

蛭沢清子委員 議案第7号の現地確認調査の報告をいたします。
15ページから17ページの農地法第5条転用の使用貸借
権の設定について、4月30日に藤井委員及び事務局と現地
へ出向き、申請借受人代理人の立ち会いのもと現地確認調査
を実施しました。
申請地は、東北町役場分庁舎より東北東へ約4キロメートル
の距離にあり、町道保戸沢一浜台線の保戸沢地区から旭地区
方向に向かい途中右折した南側に位置し、周囲には土場川流
域に広がる一団の水田地帯に隣接している農業振興地域整
備計画における農用地区域であり、転用の目的は、砂利採取
による一時転用です。
砂利採取する年間の数量については、9,842立方メートルと
なっています。
現況においては、境界が明確であり周辺への被害防止対策と
して危険防止柵が設置され、また汚濁水の流出防止のための
沈殿池が、設置されるなど、周辺に被害を及ぼす影響は無い
とみられる。
また、事業完了後は、農地に復元する誓約がなされているこ
とから許可相当と判断して参りました。

議長 ご苦労様でした。
只今、蛭沢清子委員より、現地調査の報告が終わりました。
本案について、ご質疑等ありませんか。
(質疑なし)の声あり
質疑なしと認め、議案第7号は、原案のとおり許可することに決
定し、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
日程第8 議案第8号 東北町農地中間管理事業における農用
地利用集積等促進計画の作成要請について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明願います。

事務局長 18ページをお開きください。

事務局長 議案第 8 号 東北町農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の作成について、農地中間管理機構に対して別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請するため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農業委員会の承認を求めるものです。
19 ページをお開きください。
(受付番号 1 について、朗読説明省略)
以上、所有権移転 1 件です。

議 長 ただいま、事務局より本案について、朗読及び説明がありました。質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり

質疑なしと認め、議案第 8 号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第 9 議案第 9 号 東北町農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画に対する意見作成の要請について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明願います。

事務局長 20 ページをお開きください。
議案第 9 号 東北町農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画に対する意見書作成の要請について、農地中間管理事業として、実施することが適当と認められるので、農地中間管理事業の推進に関する法律 18 条第 3 項の規定より、農用地利用集積等促進計画案について農業委員会の意見を求めるものです。
22 ページをお開きください。(朗読説明省略)
(受付番号 1 について、朗読説明省略)
23 ページをお開きください。(朗読説明省略)
(受付番号 13 番について、朗読説明省略)
以上、賃貸借 1 件、使用貸借 1 件です。

議 長 只今、事務局より議案第 9 号の朗読及び説明がありました。質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり

質疑なしと認め、議案第 9 号は原案のとおり承認することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

第 2 回東北町農業委員会総会を閉会いたします。

